

○ 届出の手順

【1】アセスメントの実施、ケアプラン原案作成



【2】サービス担当者会議の開催

→能代市長の定める基準に該当する居宅サービス計画を位置付ける場合、その利用が妥当であるかケアチーム全体で検討を行ってください。※検討した内容は必ずケアプラン第4表に記載してください。



【3】ケアプランの交付

→能代市長の定める基準に該当する居宅サービス計画を必要と判断し、ケアプランに位置付けることとなった場合は、必要と判断した理由をケアプラン第1表～第4表のいずれかに必ず記載してください。



【4】市へ関係書類の提出

→当該ケアプランの適用開始月から翌月末までに市へ関係書類を提出します。



【5】ケアプランの検証

→能代市長の定める基準に該当する居宅サービス計画を位置付けたことが妥当か、市において検証会議を開催し、検証を行います。



【6】検証結果の報告

→市より文書にて、届出者にケアプランの検証結果を連絡します。

○ その他

(1) ケアプランの検証結果として、他の専門職からの助言や提案をお伝えすることがあります。その場合は、必要に応じて、ケアプランの見直しを検討してください。

(2) ケアプランの検証作業に時間を要するため、検証結果の報告は届出を受理した翌月以降になります。